

市川市規則第 5 5 号

市川市公文書等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市公文書等の管理に関する条例（令和 2 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(利用請求の方法等)

第 3 条 条例第 1 4 条第 1 項の規定による利用請求をしようとする者は、市川市特定歴史公文書等利用請求書（様式第 1 号。次条第 2 項において「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

第 4 条 条例第 1 5 条の利用請求をする者は、市長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 利用請求をする者がやむを得ない事由により前号に掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類

2 利用請求をする者が利用請求書を市長に送付して条例第 1 5 条の利用請求

をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして市長が適当と認める書類（利用請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る。）を市長に提出すれば足りる。

（第三者の保護に関する手続）

第５条 条例第１６条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第２号）により行うものとする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の概要
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

２ 条例第１６条第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は、意見陳述機会付与通知書（様式第３号）により行うものとする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の概要
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

３ 条例第１６条第３項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は、移管元実施機関意見陳述機会付与通知書（様式第４号）により行うものとする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第９条第２項の規定による意見の概要

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第16条第4項後段の規定による通知は、意見聴取結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

（利用請求に対する決定等）

第6条 市長は、利用請求があった場合は、速やかに、これに係る処分についての決定（以下「利用等決定」という。）をしなければならない。ただし、条例第14条第1項第1号に掲げる利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用等決定をするものとする。

2 利用等決定においては、利用請求のあった特定歴史公文書等ごとに、次の各号に掲げる処分のいずれかを決定するものとする。

(1) 全部の利用を認めること。

(2) 一部の利用を認めないこと。

(3) 全部の利用を認めないこと。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、利用等決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由により同項ただし書に規定する期間内に利用等決定をすることができないときは、利用請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、市長は、当該利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、遅滞なく、市川市特定歴史公文書等利用等決定期間延長通知書（様式第6号）により、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、同項前段に規定する期間内にその全てについて利用等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、利用請求に係る特定歴史公文書等の相当の部分について当該期間内に利用等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に利用等決定をすることができる。この場合においては、第1項ただし書に規定する期間内に、前項後段の規定の例により、利用請求者に対し、市川市特定歴史公文

書等利用等決定期限特例通知書（様式第 7 号）により通知しなければならない。

（利用等決定の通知）

第 7 条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させるときは、前条第 2 項第 1 号に掲げる処分を決定し、利用請求者に対し、市川市特定歴史公文書等利用決定通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等に条例第 14 条第 1 項各号に掲げる情報が記録されており、当該情報を除いた当該特定歴史公文書等の一部のみを利用させるときは、前条第 2 項第 2 号に掲げる処分を決定し、利用請求者に対し、市川市特定歴史公文書等利用（一部制限）決定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

3 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、前条第 2 項第 3 号に掲げる処分を決定し、利用請求者に対し、市川市特定歴史公文書等利用制限決定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（利用の方法）

第 8 条 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用は、市長が前条第 1 項又は第 2 項に規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。

（利用する際の留意事項等）

第 9 条 前条の規定により特定歴史公文書等の利用をする者は、当該特定歴史公文書等を丁重に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損することがないようにしなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反する者に対し、特定歴史公文書等の利用を中止し、又は禁止することができる。

（電磁的記録の利用の方法）

第 10 条 条例第 17 条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を専用機器により再生又は映写をしたものの閲覧、視聴又は聴取

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

(交付する写しの部数)

第 1 1 条 市長が利用請求に係る特定歴史公文書等の写しの交付をするときの当該写しの部数は、1 部とする。

(手数料の納付の時期等)

第 1 2 条 条例第 1 8 条第 1 項本文の規定により納付しなければならない手数料は、写しの交付により特定歴史公文書等を利用する前までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用請求者は、条例第 1 8 条第 1 項ただし書の規定による紙以外の媒体に複製したものにより特定歴史公文書等を利用する場合には、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める費用を負担しなければならない。

(1) 複製する紙以外の媒体を持参した場合 無料

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 実費

3 利用請求者は、写しの交付による特定歴史公文書等の利用を送付による方法により行う場合においては、郵送料に相当する費用を負担しなければならない。

4 第 1 項の規定は、前 2 項の費用について準用する。

(審査請求に係る諮問)

第 1 3 条 条例第 1 9 条第 3 項の規定による諮問は、審査請求事案諮問書（様式第 1 1 号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

市川市特定歴史公文書等利用請求書

年 月 日

市川市長

氏 名

利用請求者 住 所 〒

連絡先電話番号.....(.....)

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地〕

市川市公文書等の管理に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり特定歴史公文書等の利用を請求します。

目録に記載された特定歴史公文書等の名称	
簿 冊 番 号	
利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
写しの作成方法	☐ 用紙への複写（ ☐ 白黒、 ☐ カラー） ☐ 紙以外の媒体への複写（ ☐ CD-R、 ☐ DVD-R、 ☐ その他（ ））
写しの交付方法	☐ 窓口において交付 ☐ 郵送による交付（送付先： ）
本人確認	

注 1 利用請求者欄及び太線の枠内に必要事項を記入し、又は該当する□に「レ」印を付けてください。

注 2 写しの作成方法及び交付方法については、写しの交付による利用を希望する場合のみ記入してください。

注 3 利用を希望する特定歴史公文書等に利用請求者本人の情報が記録されている場合は、本人であることを証するものを提示し、又は提出してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

意 見 聴 取 通 知 書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、市川市公文書等の管理に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により、利用請求がありました。

つきましては、当該特定歴史公文書等を利用させることについて（あなた・貴社・貴団体・貴職）の意見をお聴きしたいので、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により、通知します。

なお、意見書を提出される場合は、 年 月 日（ ）までに提出していただきますようお願いします。

提出期限までに意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利 用 請 求 の 年 月 日	年 月 日（ ）
利用請求に係る 特定歴史公文書 等の名称	
簿 冊 番 号	
当該特定歴史公 文書等に記録さ れている（あな た・貴社・貴団 体・貴職）の情 報の概要	
聴 取 す る 事 項	
意 見 書 の 提 出 先	部 課 電話 内線 担当
備 考	

意見陳述機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、市川市公文書等の管理に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により利用請求がありました。次

つきの理由により当該特定歴史公文書等の利用を決定しようと考えています。

つきましては、当該特定歴史公文書等を利用させることについて（あなた・貴社・貴団体・貴職）に意見を陳述する機会を付与しますので、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により、通知します。

なお、意見書を提出される場合は、 年 月 日（ ）までに提出していただきますようお願いします。

提出期限までに意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利 用 請 求 の 年 月 日	年 月 日（ ）
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
簿 冊 番 号	
当該特定歴史公文書等の記録されている（あなた・貴社・貴団体・貴職）の情報の概要	
利用をさせようとする理由	
意見陳述する場所	
意 見 書 の 提 出 先	部 課 電話 内線 担当
備 考	

様式第 4 号（第 5 条関係）

移管元実施機関意見陳述機会付与通知書

第 号
年 月 日

（移管元実施機関名） 様

市川市長 印

市川市公文書等の管理に関する条例第 1 4 条第 1 項第 1 号ウに関する情報が記録されている特定歴史公文書等について、同項の規定により利用請求がありましたが、次の理由により当該当該特定歴史公文書等の利用を決定しようと考えています。

つきましては、当該特定歴史公文書等を利用させることについて意見を陳述する機会を付与しますので、同条例第 1 6 条第 3 項の規定により、通知します。

なお、意見書を提出される場合は、 年 月 日（ ）までに提出していただきますようお願いします。

提出期限までに意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利 用 請 求 の 年 月 日	年 月 日（ ）
利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
簿 冊 番 号	
当該特定歴史公文書等に付されている市川市公文書等の管理に関する条例第 9 条第 2 項の規定による意見の概要	
利用をさせようとする理由	
意 見 書 の 提 出 先	部 課 電話 内線 担当
備 考	

意見聴取結果通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日に意見を聴取しました（あなた・貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用請求については、次のとおりに決定したので、市川市公文書等の管理に関する条例第 16 条第 4 項後段の規定により、通知します。

利用請求に係る特定歴史公文書等の名称	
簿 冊 番 号	
当該特定歴史公文書等の記録されている（あなた・貴社・貴団体・貴職）の情報の概要	
利用決定をした日	年 月 日（ ）
利用決定の理由	（理由）
利用をさせる期 日	年 月 日（ ）
備 考	

（教示）

様式第 6 号（第 6 条関係）

市川市特定歴史公文書等利用等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けの特定歴史公文書等の利用請求については、市川市公文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり利用等決定の期間を延長したので、通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書等 の名称	
簿 冊 番 号	
市川市公文書等の 管理に関する条例 施行規則第 6 条第 1 項の規定による 利用等決定の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
上記の期間内に利 用等決定をすること ができない理由	
延長後の利用等決 定 の 期 間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
備 考	

様式第 7 号（第 6 条関係）

市川市特定歴史公文書等利用等決定期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けの利用請求に係る特定歴史公文書等は著しく大量であるため、市川市公文書等の管理に関する条例施行規則第 6 条第 4 項の規定により、利用等決定の期限について次のとおりとしたので、通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書 等の名称	
簿 冊 番 号	
市川市公文書等 の管理に関する 条例施行規則第 6 条第 1 項の規 定による利用等 決定の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
上記の期間内に 利用請求の全て について利用等 決定をすること ができない理由	
上記の期間内に 利用等決定をす る部分	
上記の期間内に 利用等決定をす る部分以外の部 分についての利 用等決定の期限	年 月 日（ ）
備 考	

様式第 8 号（第 7 条関係）

市川市特定歴史公文書等利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、次の
とおり利用に供することを決定したので、市川市公文書等の管理に関する条例施行規則
第 7 条第 1 項の規定により通知します。

利用請求に係る 特定歴史公文書 等 の 名 称			
簿 冊 番 号			
利 用 の 日 時 及 び 場 所	日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後	
	場所		
利 用 の 方 法	☐ 閲覧（ ☐ 原本、 ☐ 複写） ☐ 写しの交付		
原 本 の 利 用 を 認 め な い 理 由			
備 考			

注 特定歴史公文書等の利用をする際には、この通知書を提示してください。

様式第 9 号（第 7 条関係）

市川市特定歴史公文書等利用（一部制限）決定通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、その一部に非公開情報が記録されているため、非公開情報部分を除いた部分について利用の決定をし、当該非公開情報部分について利用制限の決定をしたので、市川市公文書等の管理に関する条例施行規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

利用請求に係る特定歴史公文書等の名称			
簿 冊 番 号			
利 用 の 日 時 及 び 場 所	日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後	
	場所		
利 用 の 方 法	☐ 閲覧（ ☐ 原本、 ☐ 複写） ☐ 写しの交付		
利用制限の決定をした非公開情報部分及びその理由	市川市公文書等の管理に関する条例第 1 4 条第 1 項第 号に該当（理由）		
原 本 の 利 用 を 認 め な い 理 由			
備 考			

（教示）

注 特定歴史公文書等の利用をする際には、この通知書を提示してください。

様式第 1 0 号（第 7 条関係）

市川市特定歴史公文書等利用制限決定通知書

第 号
年 月 日

様

市川市長 印

年 月 日付けで利用請求のあった特定歴史公文書等については、次の
とおり利用制限の決定をしたので、市川市公文書等の管理に関する条例施行規則第 7 条
第 3 項の規定により通知します。

利用請求に係る特 定歴史公文書等の 名称	
簿 冊 番 号	
利用制限の理由	市川市公文書等の管理に関する条例第 1 4 条第 1 項第 号に該当 (理由)
備 考	

(教示)

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

審査請求事案諮問書

第 号
年 月 日

市川市公文書公開審査会
会長 様

市川市長 印

年 月 日付けで審査請求がありましたので、市川市公文書等の管理に
関する条例第 1 9 条第 3 項の規定により、諮問します。

諮 問 内 容	
連 絡 先	電 話 内 線 部 課

- ◎ 添付書類
- ① 審査請求書及び添付資料の写し
 - ② 弁明書の写し
 - ③ 特定歴史公文書等利用請求書の写し
 - ④ 利用等決定通知書の写しほか